

令和 7 年定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提 出 資 料

○ 議案補充説明

I 【議案第 112 号】

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

令和 7 年 6 月 2 0 日
企 業 庁

【議案補充説明】 議案第 112 号

**I 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例案について**

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業を取得した場合における給与の減額についての規定を整備するものです。

2 改正内容

部分休業の取得形態について、現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の形態に加え、「1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」の形態を設けます。

3 実施期日

令和 7 年 10 月 1 日から施行します。

議案第百十二号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年六月三日

三重県知事 一見勝之

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第十九条（略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部（二時間を超えない範囲内又は一年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間	（給与の減額） 第十九条（略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部（通常の勤務時間の二分の一を超えない

中、一週間の勤務時間の一部（通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲に限る。）について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	範囲に限る。）について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	---

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業を取得した場合における給与の減額についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。